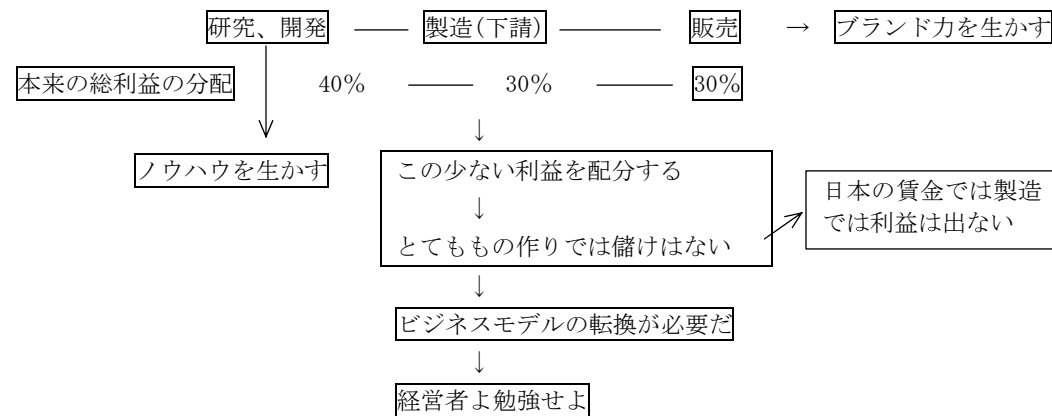


前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 260 回

円安で車等輸出関連産業の業績はかなりUPし、また土地の時価も上がってきました。金融緩和で金が余りつつあり、今のところは金利もほとんど上昇していません。その代わりに石油、ガソリン等の価格はいやおうなく上昇しています。あちらが良ければこちらが悪くなる、両方とも良くなるなんてことはもちろんありませんね。何かは我慢しなければ・・・

ところで、中小企業が円安の恩恵にあずかれるのはまだかなり先のことのような気がします。そして下請型企业にとってほんとうに業績UPすることができるのか・・・難しいですね。

というのは、今日本で利益を獲得できる事業部門は、開発、ノウハウ、研究の部門と販売部門ですから、製造部門の一環である下請事業ではほんとうに薄利しか得られませんね！！ なかなか大きな黒字は出ません！！



今後真の構造改革が必要ですね、皆さん！！

(ところでやがて金利は上昇します。借入金を少しでも減らしましょう！！)

前田の《今人生を語る》第 165 回

めざめよ日本人

人間「こだわり」、「哲学」を持つことは本当に必要ですね。その「こだわり」から探究心が生まれ、新しい事業、製品が生まれ、その「哲学」から人の使い方がわかり、いざという時の対応の仕方がわかる。本当に永久に謙虚にし、たえず学ぶことが重要ですね。

【概略】

平成 25 年度税制改正大綱では、現行の上場株式等の配当等及び譲渡所得に係る 10% 軽減税率が平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止されるに伴い(廃止年度以降は本則税の 20% となります)、日本版 ISA が大幅に拡充されています。今回はこの日本版 ISA について解説いたします。

【日本版 ISA とは】

日本版 ISA とは、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税処置のことです。個人投資家向けの税制優遇措置であり、毎年一定額までの上場株式等に対する配当及び譲渡額を非課税とする制度です。具体的な数字は次の次項で解説します。

【日本版 ISA の概要】

今回の改正で、非課税口座の上限は毎年 100 万円、非課税口座の開設可能期間は平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間、配当所得・譲渡所得の非課税期間については 5 年間とされました(下図)。

		非課税期間													
		(平成) 26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年
口座開設可能期間	26年	100万円 →													
	27年		100万円 →												
	28年			100万円 →											
	29年				100万円 →										
	30年					100万円 →									
	31年						100万円 →								
	32年							100万円 →							
	33年								100万円 →						
	34年									100万円 →					
	35年										100万円 →				

注: 26年~30年: 100万円ずつの非課税投資額。31年~35年: 100万円ずつの非課税投資額。34年~35年: 上場株式等に係る配当等・譲渡益の非課税期間(最長5年間)。

【まとめ】

具体的な形で解説すると、平成 26 年に非課税口座を使い A 社株 100 万円分を購入すると、その後 5 年間(平成 30 年まで) A 社からの配当について税金は係りません。また、5 年以内に、例えば平成 29 年に上記の非課税口座の A 社株(平成 26 年に 100 万円で購入)を 120 万円売却し、売却益 20 万円が生じても課税されません。このような非課税口座枠が毎年 100 万円ずつ 10 年間増えていきます。ただし、非課税期間は最長 5 年なので非課税投資額は最大で 500 万円となります。また、非課税期間中に売却をした場合はその非課税枠の再利用はできません。

不明点や質問等ございましたら前田会計にお問い合わせください。